

2016年2月25日

No.244

# 又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: [www.s-mataichi.com](http://www.s-mataichi.com)

2月18日に決算委員会が開催されました。今回の委員会は、先月26日の2014年度(平成26年度)決算の全般質疑で指摘された甘利経済担当大臣(当時・1月28日辞職)のあつせん利得の疑惑解明のために開催されたものです。

## 甘利議員と関係者の参考人もしくは証人喚問を要求

冒頭、**又市征治議員**は、本委員会の開催は甘利大臣(当時)の疑惑解明のためのものであり、また甘利大臣辞職後、彼の会見内容と事実に食い違いも生じているとして、甘利大臣と関係者の参考人、あるいは証人喚問を小泉委員長に要求しました。



## 政治家と省庁間の関係透明化にむけ、すべての接触記録の作成・保管・公表を

**又市議員**は、甘利議員の金銭授受、及びその処理方法も問題であるが、重要なことは、その金銭の趣旨であると指摘しました。そこで国会議員や秘書と省庁の接触記録の作成・保管・公表について定めた、「国家公務員制度改革基本法」、それを踏まえた「閣僚懇申合せ」の趣旨と、国交省、環境省において接触記録がどのように行われているのかを質しました。

三輪内閣人事政策統括官は、いわゆる口利きと言われるような政の官に対する圧力等を排除する趣旨で、職員が国会議員と接触した場合における記録の作成・保存・その他の管理等のための措置を講ずることになっていると答弁しました。「閣僚懇談会申合せ」では、官は国会議員やその秘書からの要請、働き掛けが公正中立性の観点から対応が困難なものについては大臣等に報告し、報告を受けた大臣等は内容の確認を行うなど、自らの責任で適切に対処することになっていると答弁しました。石井国交大臣は、甘利大臣秘書との接触記録が作成されておらず、民主党からの問い合わせにも曖昧にしか回答できないにも関わらず、適切に対処していると強弁しました。環境省の白石大臣政務官も、ケースバイケースで記録を作成していると答弁しました。

これに対し**又市議員**は、そのような姿勢が国民の不信を拡大させるものであると批判しました。またUR都市機構に対して、提出されている記録は抹消部分が多く理解できないので、さらに内容を明らかにするように求めました。また甘利大臣は記者会見で、独自に依頼した弁護士が事実関係を調査していると説明したが、UR都市機構に来たのかと質問しましたが、上西UR都市機構理事長からは来ていないとの答弁がありました。

## UR都市機構に対する会計検査院の検査について

次に**又市議員**は、会計検査院がUR都市機構の建設会社に対する補償の適正さについて検査をしていることに関連して、調査の着目点、今後の検査のスケジュール感について会計検査院に質しました。

これに対し須藤会計検査院第3局長は、当該補償が基準等に基づいて行われているか、事実関係等を十分精査することが重要であると答弁しました。そして徹底した検査を行う予定であり、国会に報告すべき事態があった場合は、検査及びその結果の取りまとめに必要な時間を確保した上で報告すると述べました。